

最近の家畜衛生のトピックス (分割管理を中心に)

令和8年1月26日

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課 家畜防疫対策室
松井 裕佑

分割管理とは？

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜



殺処分の対象

人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分け、
殺処分の範囲を限定する取組

養鶏農場における分割管理の適用イメージ

○ 分割管理を適用する場合は、

(1) 隣接する衛生管理区域の境界に柵等を設け、**分割後の農場を明確に区分**

(2) 分割後の農場ごとに**作業者を分ける**（※とともに、車両や作業者の出入口を設け、それぞれ消毒等を実施

（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は例外あり）

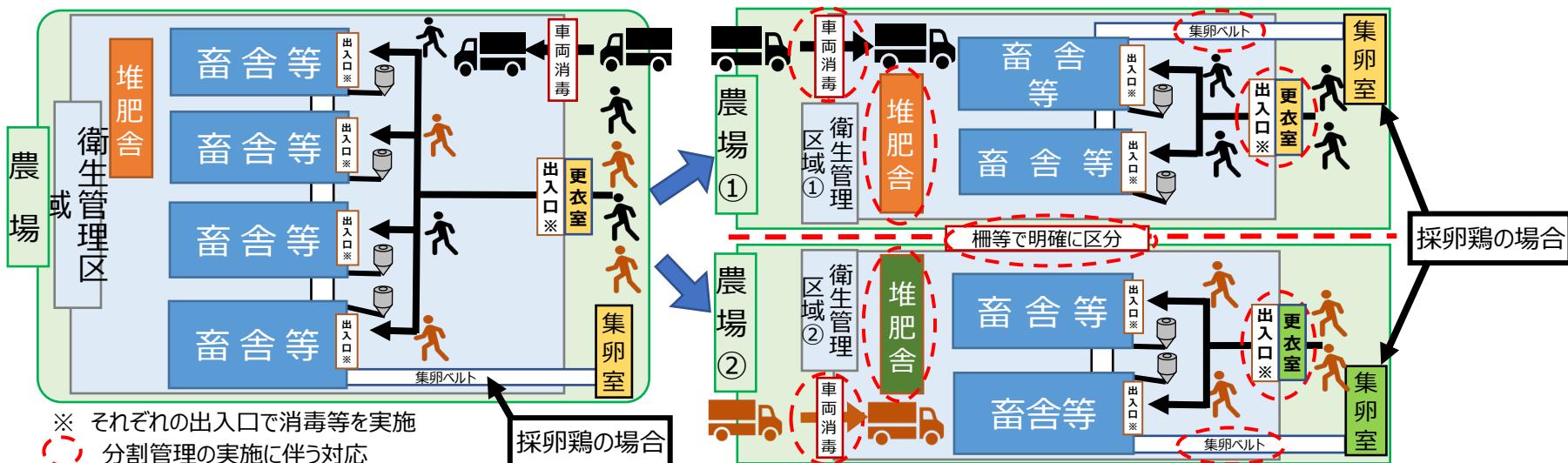
(3) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）等を行う必要がある。

○ 特に、養鶏農場においては、

(1) **採卵鶏農場における集卵ベルトなど、畜舎をまたがる機材については原則、農場間で共用しない。**

（集卵ベルトについては消毒等の一定の管理措置が行える場合は例外あり）

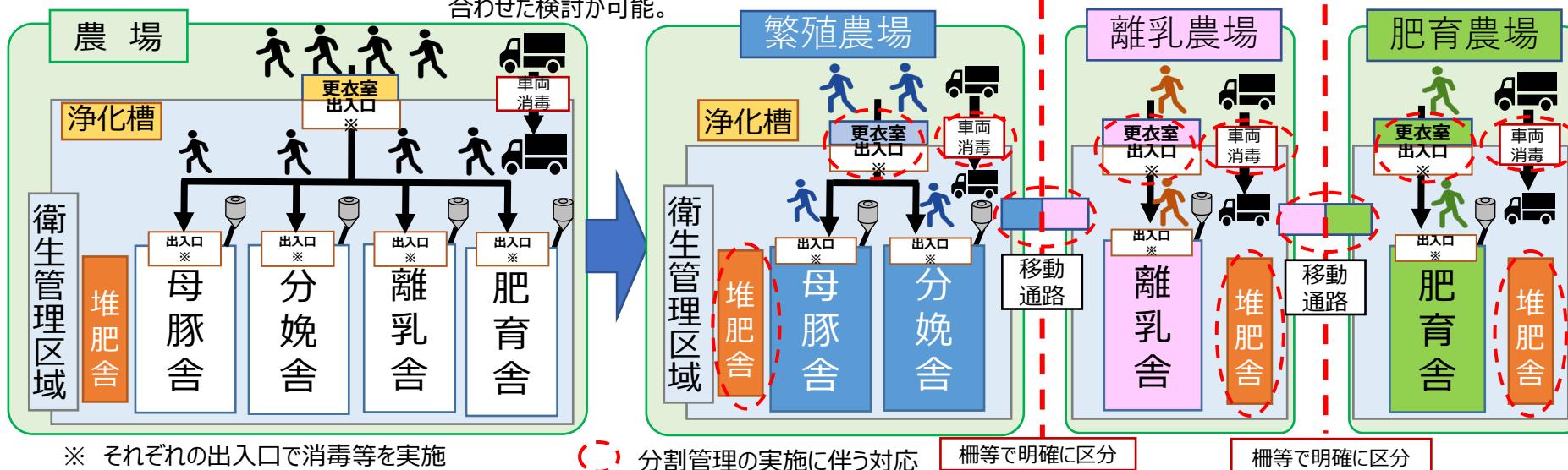
(2) 導入した家きんは、一定期間、他の家きんとの隔離を実施（高病原性鳥インフルエンザは7日間）。



養豚農場における分割管理の適用イメージ

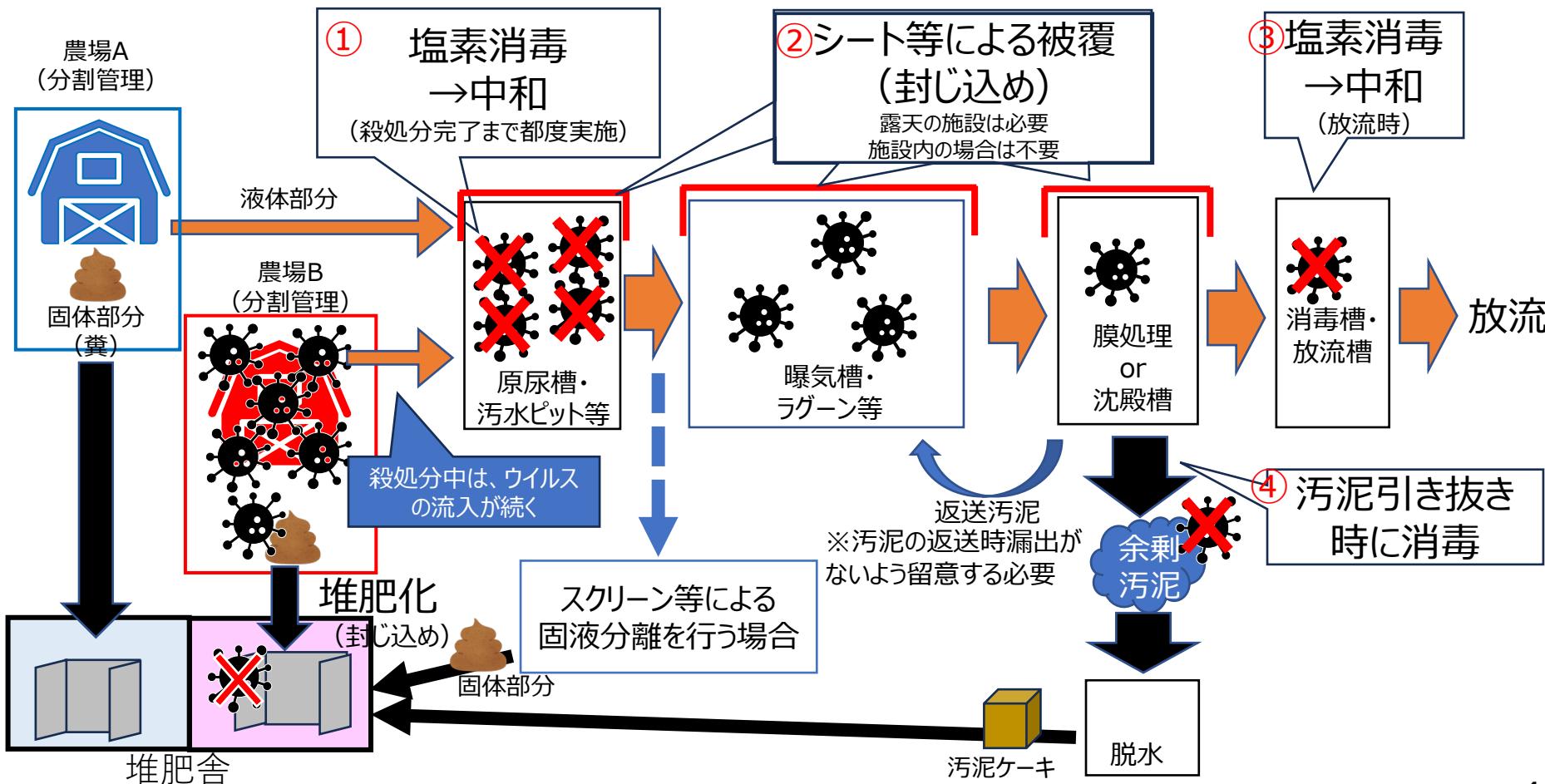
- 分割管理を適用する場合には、
 - (1) 隣接する衛生管理区域の境界に柵等を設け、**分割後の農場を明確に区分**
 - (2) 分割後の農場ごとに**作業者を分ける**（※とともに、車両や作業者の出入口を設け、それぞれ消毒等を実施
(※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は例外あり)
 - (3) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）等を行う必要がある。
- 特に、養豚農場においては、
 - (1) 農場間の豚の移動が多いため、
 - ①豚を移動させる際に、**移動通路を使う場合は、作業員が交差しないよう作業し、またはトラック等を使って移動させる場合は、それぞれの農場の入退場時に消毒等を実施**するなどが必要。
 - ②導入した豚は、一定期間、他の豚との隔離を実施（豚熱は10日間）
 - (2) 設置していることが多い排水処理の浄化槽の取扱いとして、分割後の農場間で**共用可能だが、発生時に非発生農場の経営が継続できる方法で防疫措置を実施**する必要がある。

【養豚農場で分割管理を行う場合のイメージ】 区分する単位は、繁殖と離乳は一体とする、肥育のみを複数に分ける、複数の一貫に分けるなど、農場の実情に合わせた検討が可能。



分割管理を実施する場合の浄化槽の防疫措置

- 曝気槽前工程において、発生農場から流入した汚水について、塩素消毒を行い、ウイルスを不活化。
- 曝気槽等はシート等による被覆（封じ込め）を行い、拡散防止を図りつつ、稼働。
- 曝気槽後工程において、放流前に塩素消毒を行い、環境中へのウイルス拡散を防止。
- 余剰汚泥は引き抜く際にバキュームカー内等で消毒を実施。

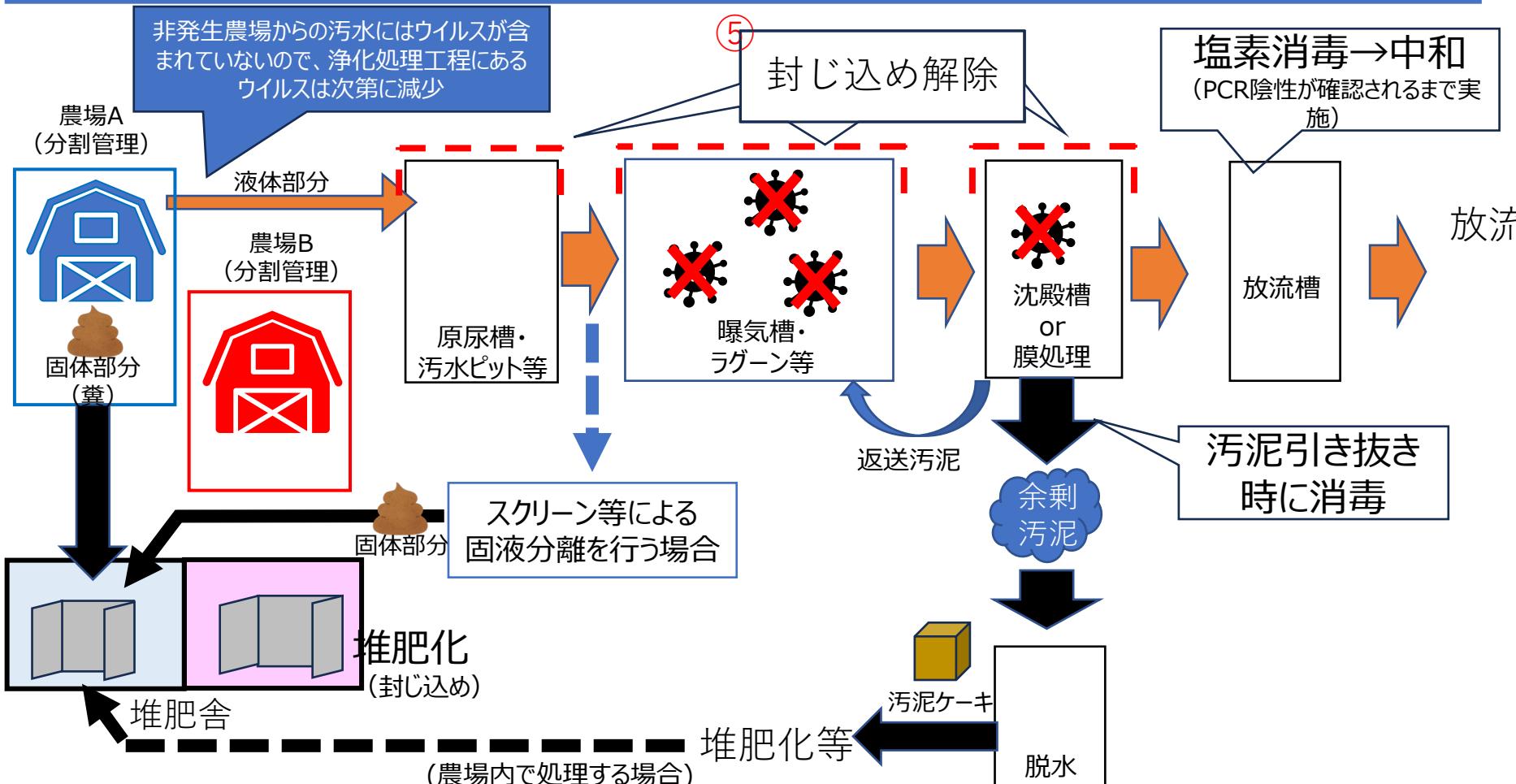


※塩素消毒：塩素系消毒薬を比較的高濃度（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを200倍希釈 等）で使用する

分割管理を実施する場合の浄化槽の防疫措置（つづき）

⑤殺処分完了後は農場Aの汚水のみが浄化処理施設に流入するので、曝気槽内のウイルス量が経時的に減少していくため、曝気槽の水理学的滞留時間（※）を経過した時点でPCR検査を行い、陰性を確認した上で封じ込めを解除。

（※）汚水が処理槽内に滞留する時間。（処理槽の容量/1日当たりの汚水流入量）



※塩素消毒：塩素系消毒薬を比較的高濃度（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを200倍希釈 等）で使用する

分割管理に取り組んでいる事例

- 各農場の現状・課題に応じて、要すれば予算事業を活用しつつ、分割管理に取り組む事例あり。
- 令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生においては、分割管理されていて殺処分羽数を抑制（約120万羽から約36万羽）できた事例がある。

事例1（令和5年11月～分割管理開始）

【分割前】



課題・現状

- 次シーズンまでに分割管理を開始したい意向
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは3箇所

【分割後】

対応

- ✓ 既存施設を元に、3農場に分割。農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始
- ✓ 従業員を専属化し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について定期的に研修会を実施

事例2（令和6年4月～分割管理開始）

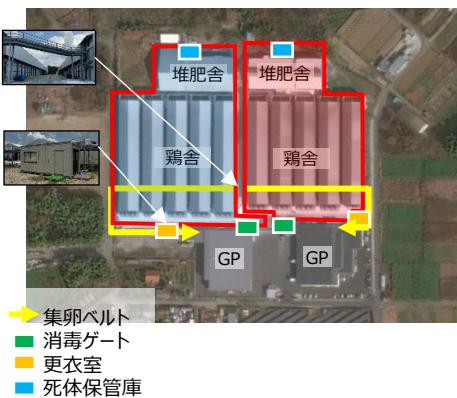
【分割前】



課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

【分割後】



対応

- ✓ 一時的な対応として三角コーンを設置、境界を明確化（境界柵を整備予定）
- ✓ 集卵ベルトの共用停止
- ✓ 車両用の入場ルートの仮設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ 更衣室を整備
- ✓ 死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ 従業員教育の実施

飼養衛生管理基準の改正

- 疫学調査等を踏まえた侵入防止対策や地域的なまん延防止対策を家きんの基準に追加。
- 全畜種において類似の項目と統合するなど、整理。
- あわせてペット等として飼養されている小規模農場を対象として、新たに非商用農場向けの基準を設定。
- 令和7年9月29日に公布し、一部項目を除き10月1日付けて施行。

家きんの基準

- 対象とする家きんにエミューを追加
- **対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置**
 - ・ 入気口へのフィルター、細霧装置等の設置、消毒薬や水の散布等の塵埃対策 (R8年10月1日施行)
 - ・ 分割管理の導入の検討
 - ・ 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を追記
- **再発・密集等高リスク地域対策 (R8年1月1日施行)**
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定 (大臣指定地域) し、地域内の農場は以下の取組を実施
 - ・ 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、塵埃対策が行えるよう備えておく。
 - ・ 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握
- **分割管理**に取組む場合、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うよう対応を記載
- 調整池等の農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策 等

牛及び豚の基準

- **分割管理**に取組む場合、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うよう対応を記載

全畜種共通（重複・類似する項目について統廃合）

- 飼養衛生管理マニュアルに規定する事項の整理
 - ・ 「農場の平面図」を農場内の消毒の実施方法とあわせてマニュアルに含めるよう整理
 - ・ 「愛玩動物の衛生管理区域内での飼養禁止」について、既に別項目で規定があるためマニュアル内から削除
 - ・ 「洗浄及び消毒等の具体的な方法等」の中に「農場における更衣」の記載を統合
- 家畜の健康観察について、導入時・毎日・出荷時の記載を一つの項目に統合
- 「衛生管理区域に物品を持ち込む際の措置」と、「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない」旨の措置を統合
- 「給与する水の消毒」について、「給餌施設及び給水施設に関する項目」内に統合
- 「衛生管理区域内の整理整頓に関する項目」と、「畜舎等施設の清掃及び消毒に関する項目」と統合

新たに設定する基準（非商用家畜）

- 全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした**新たな基準を設定 (R8年10月1日施行)**

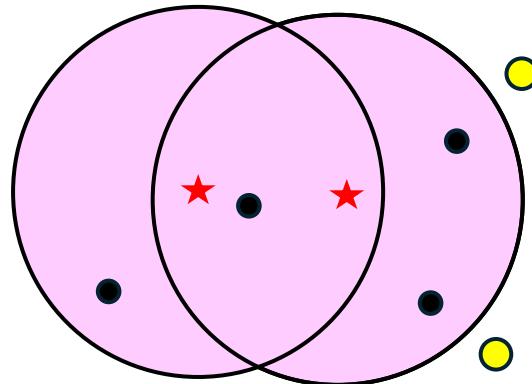
家きんの大蔵大臣指定地域について（考え方）

- 飼養衛生管理基準の改正により、令和8年1月1日から家きんの基準に農林水産大臣が指定する地域において遵守する項目が追加。
- これに先立ち、指導等指針において、**大臣指定地域の基本的な考え方を示し**、都道府県が選定した地域について報告を受け、該当する地域を指定（令和7年12月25日告示）。

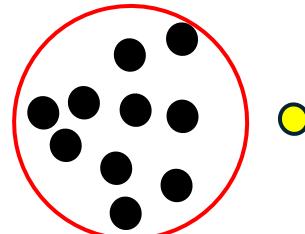
大臣指定地域の基本的な考え方 (指導等指針)

①過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域

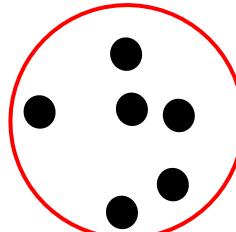
★：過去の発生農場、●：対象農場



②半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域
●：対象農場



③ ①又は②の地域に近接する農場（○）があり、都道府県が必要と認める場合は、当該農場も地域に含める
・地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域



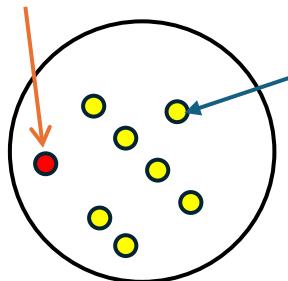
例）6戸70万羽の地域だが、県内最大の密集地域

大臣指定地域内での発生に対する準備

- 飼養衛生管理基準において、大臣指定地域に所在する農場にあっては、法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、準備措置を講ずるよう規定。

大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際に消毒命令等を実施（防疫指針）

（1）地域内の農場で発生



①に備えて

（2）地域内の農場に対し、
①消毒の指示
②塵埃対策の指導
を実施

②に備えて

消毒薬の備蓄

- 家きん舎周辺を消毒するのに十分な消毒薬の量を確保



塵埃対策の準備

- 入気口周辺対策の場合（換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできる）
→ フィルターや不織布の設置
→ 上記設置に向けた準備（枠の設置等）



農場で実施可能な対策を考え、必要な準備を検討



- 消毒薬や水の散布の場合
→ 動噴などの散布に必要となる機材の準備



野鳥の状況把握・誘引防止対策

- 農場周辺のため池等の水場における水抜きや、周辺施設においてカラス等の野鳥を誘引する状況を作らないなど、都道府県や市町村含め**地域が一体となって周辺環境におけるウイルス濃度低減のための対策**を行うことが重要。
- まず自らの農場周辺における野鳥等の生息状況を把握した上で、必要な対策を講じることとなるが、対策の実施に当たっては地域的な協力が必要となる場合もある。
- このため、**飼養衛生管理基準**において**大臣指定地域に所在する農場**に対して、**周辺の状況把握**と**地域で実施する対策の検討**を規定し、**指導等指針**において**自衛防疫団体等を含む地域における自主的な防疫活動を行う協議会**を活用し、**周辺環境におけるウイルス低減対策の実施**を規定。

大臣指定地域に所在する農場周辺の野鳥等の生息状況の把握等 (飼養衛生管理基準)

- ・農場周辺の野鳥等の生息状況の把握
- ・鶏舎の屋根や開口部付近の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置などの農場内の野鳥誘引防止対策の実施
- ・地域的な実施が必要となる野鳥誘引防止対策の検討



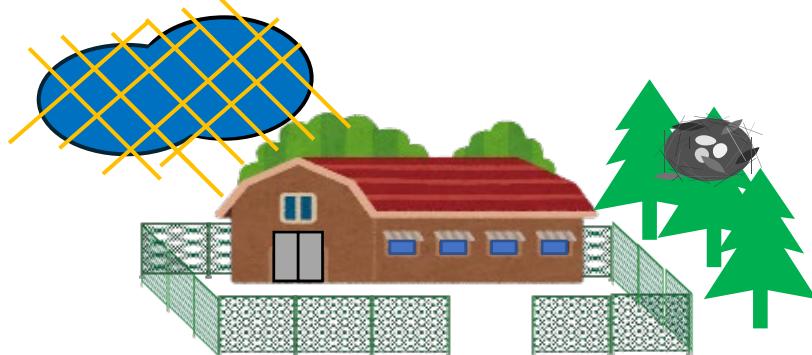
家畜の所有者

- ・周辺の林にカラスを追い払うことが必要。
- ・ため池に飛来するカモの誘引防止が必要。

把握した情報を基に地域一体となつた対策 (指導等指針・防疫指針)



- ・カラスの追い払い（状況によって巣の撤去）
- ・ため池への忌避テープの設置や水抜きなどの対策の実施を関係者が一体となって検討



＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給等を図るために、家畜伝染病の発生等に関し緊急的に対応が必要なものについて、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病等の発生予防及びまん延防止対策や、水際検疫体制及び獣医療提供体制の強化に取り組みます。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止等による畜産業の生産基盤強化

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病予防費 2,905百万円

家畜伝染病予防法の規定に基づき、負担金・手当金等の交付を行います。

2. 農場・地域における発生予防及びまん延防止対策の強化 482百万円

- ① 養鶏密集地域・鳥インフルエンザの複数の発生があった地域での対策強化として、地域での消毒薬や不織布等の備蓄や、カラス・野鳥対策を支援します。また、野鳥飛来地での緊急消毒やため池での野鳥飛来防止対策について支援します。
- ② 養豚場への豚熱、アフリカ豚熱の侵入を防止するため、野生動物や雨水の侵入防止効果が高い「壁」の整備等を支援します。

3. 家畜伝染病等の発生時に備えた封じ込め対策 401百万円

家畜伝染病等が発生した際に、迅速かつ的確にまん延防止措置を講じるため、移動式レンダリング装置の配備やランピースキン病のワクチンの備蓄等を行います。

4. 水際検疫体制緊急強化対策 47百万円

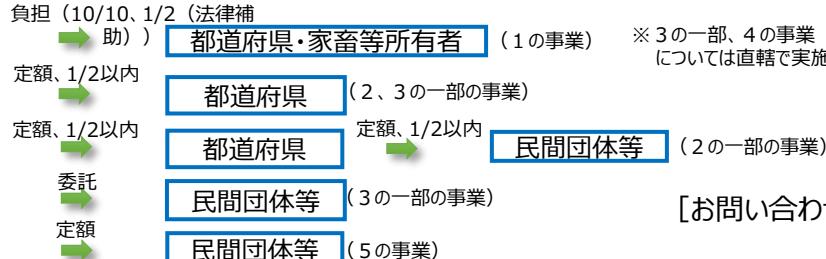
輸入検査体制の維持・水際検疫の強化を図るために、動植物検疫探知犬の

計画的な育成及び訓練等のための施設を整備します。

5. 産業動物遠隔診療の推進に対する支援 28百万円

畜産業の生産基盤強化を図るために、診療効率の向上・獣医療提供体制の強化に向けて、診療機器の導入等の遠隔診療の高度化を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 家畜伝染病予防費

家畜伝染病予防費負担金

モニタリング検査、農場の立入検査、豚熱ワクチン接種、飼養衛生管理指導等に要する経費

発生予防

患畜処理手当金等交付金

発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患畜・疑似患畜の焼却・消毒ボートの設置等に要する経費
患畜・疑似患畜の焼却に要する経費、患畜・疑似患畜の手当金、予防接種の指定家畜の生産に要した費用

まん延防止

4. 水際検疫体制緊急強化対策

動植物検疫探知犬による検査体制の強化

既存施設の改修工事を実施し、より適切な環境下で動植物検疫探知犬の育成及び訓練を行います。



5. 産業動物遠隔診療の推進



2. 農場・地域における家畜衛生対策の強化

① 不織布



① カラス・野鳥対策



① 野鳥飛来防止対策



テグス

② 野生動物侵入防止壁



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
(5の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

大臣指定地域における対策に活用可能な補正予算事業について

- 飼養衛生管理基準の改正に伴い、大臣指定地域内の農場に求められることになる対策について支援を行う。
- そのほか、野鳥飛来地での緊急消毒やため池での野鳥飛来防止対策等についても支援を行う。

大臣指定地域における対策

- 法第30条の規定に基づく消毒方法等の実施に備えた

- ・消毒薬の備蓄
- ・塵埃対策の準備

- 大臣指定地域に所在する農場周辺の野鳥等の生息状況の把握

- 把握した情報を元に地域一体で取組を実施

① 農場密集地域・過去続発地域での対策強化（482百万円の内数）

- 大臣指定地域内で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した際に、家畜伝染病予防法第30条に基づき実施する消毒や塵埃対策等の実施に備えた、消毒薬や不織布の備蓄
- 大臣指定地域内で回収された死亡野鳥でHPAI等の陽性事例が確認されるなど、地域内のHPAI等の感染リスクが増大した際の緊急消毒
- 大臣指定地域を含む都道府県、県境が他県の大蔵指定地域に隣接する都道府県等において事業実施主体が、地域対策検討会で決定した地域内において行う野鳥対策



不織布



緊急消毒



カラス対策ツール

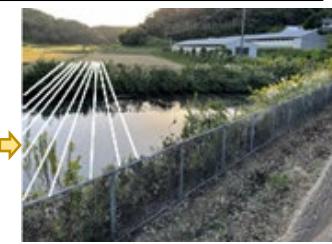
野鳥誘引防止対策・水場対策

- 農場内やその周辺に水場がある場合は、防鳥ネット、テグス、忌避テープ、水抜き等の野鳥誘引防止対策を実施

② 野生動物・野生動物生息環境からの感染予防、農場内への野鳥飛来防止対策（482百万円の内数）

- 野鳥飛来地での緊急消毒
- 農場内調整池や野鳥飛来地における水抜きや防鳥糸設置等の野鳥飛来防止対策

テグス



防鳥糸設置

＜対策のポイント＞

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化の取組を支援します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、検査機器の整備や検査の信頼性確保に向けた精度管理の適切な実施に向けた取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、野鳥飛来防止対策の取組や指定地域での防疫対応の強化を支援します。
- ② 民間獣医師や野生動物対策の専門家、農場の取引業者等のステークホルダーと連携した衛生指導・点検など、地域での自衛防疫を強化する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で行う埋却予定地の事前調査や防疫演習（移動式レンダリング装置等を用いたものや民間事業者の育成を目的としたものを含む）を支援します。
- ② 家畜伝染病等が発生した際に、迅速かつ的確にまん延防止措置を講ずる取組を支援します。

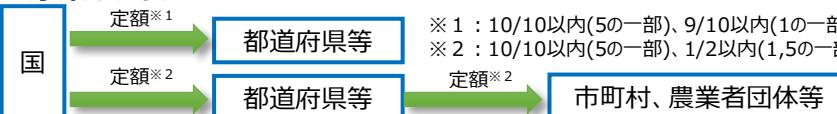
4. 畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（農場HACCP）について、その普及・定着を図るため、認証取得、指導、取組の効果を検証するモニタリング検査等の取組を支援します。

5. 野生動物の対策強化

アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う野生動物のサーベイランス（浸潤状況調査）について、検査の促進等を図るための取組を支援します。

＜事業の流れ＞



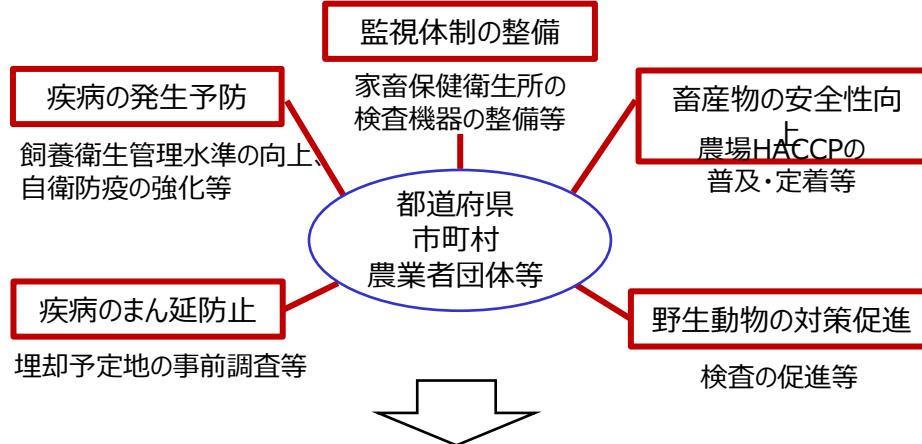
※1 : 10/10以内(5の一部)、9/10以内(1の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4)

※2 : 10/10以内(5の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4)、1/3以内(1の一部)

〔お問い合わせ先〕

消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

＜事業イメージ＞



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の病性鑑定の適切な実施、②特に鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した取組や、豚熱・アフリカ豚熱対策に資する飼養衛生管理の向上、③殺処分の影響を低減するための農場の分割管理にそれ必要な施設整備を支援します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、家畜の病性鑑定や野生動物の検査を適切に実施するため、病性鑑定検査施設及び関連施設（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の整備を支援します。

2. 飼養衛生管理の向上

特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置並びに豚熱・アフリカ豚熱対策に資する養豚場の野生動物侵入防止壁の整備を支援します。

3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を低減するため、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜1の事業＞

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、
・遺伝子検査用施設
・解剖及び採材のための部屋
・病性鑑定畜の保管庫等を整備

＜2の事業＞

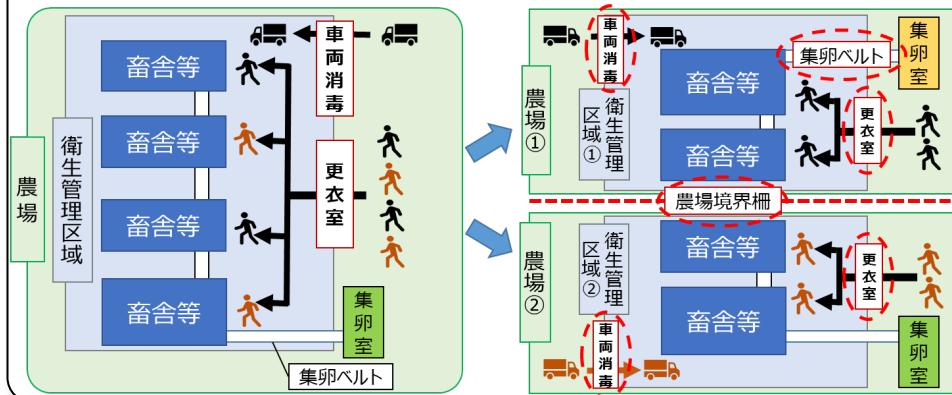
野生動物侵入防止壁の例

鶏舎入気口フィルターの例



＜3の事業＞

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



〔お問い合わせ先〕

消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

69 家畜衛生等総合対策

＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成を図ります。

＜事業目標＞

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

＜事業の内容＞

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5,573百万円（前年度 5,618百万円）

- ① 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に、家畜伝染病予防法に基づく防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。
- ② 防疫体制強化・農場生産性向上に向け、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛サルモネラ症等に対する家畜衛生対策、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱対策にも資する農場の飼養衛生管理強化、衛生害虫対策の専門家等による衛生管理指導の実施等を支援するとともに、防疫措置の効率的かつ持続的な方法を検証します。
- ③ 野生动物におけるアフリカ豚熱の防疫体制の整備に向けた支援をします。

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,792百万円（前年度 1,741百万円）

動物検疫所において、アフリカ豚熱等の侵入を防止するため、入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施、違法に輸入された畜産物の検査・廃棄等、水際検疫措置を一層強化します。

3. 産業動物獣医師の育成・確保

294百万円（前年度 273百万円）

産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生のインターンシップなど産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備についての取組等を支援します。

4. 水産防疫体制の充実・強化

83百万円（前年度 83百万円）

水産動物の防疫上重要な疾病のサーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域迅速診断体制の構築等を支援します。

＜事業の流れ＞

10/10, 1/2

定額、1/2以内

委託

10/10, 1/2

都道府県

（1①の事業）

民間団体等
(都道府県等を含む)

（1②、③の一部、3、4の事業）

民間団体等
(都道府県等を含む)

（1②、③の一部、4の事業）

家畜の所有者

（1①の事業）

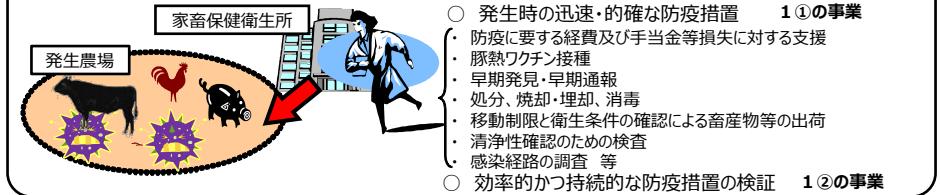
※ 2の事業については
直轄で実施

＜事業イメージ＞



万が一の発生時には…

まん延防止対策



（1、2の事業） 消費・安全局動物衛生課

（03-3502-5994）

（3、4の事業）

畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

○ 家畜伝染病予防費

令和8年度予算概算決定額 4,761百万円 (前年度 4,761百万円)
〔令和7年度補正予算額 2,905百万円〕

＜対策のポイント＞

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用を交付します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要な旅費
 - ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費
 - ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理水準の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（農場HACCP）の導入に向けた取組を推進します。

＜事業目標＞

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の強化
- 農場HACCPに取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策

- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症等について、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰、吸血昆虫の忌避・駆除等**の取組を支援します。
- ② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病や、豚熱やアフリカ豚熱等の全国的な越境性疾病について、関係者が連携し策定した計画に基づく衛生管理の点検・見直し、専門家によるコンサルティング等の取組や、ブルセラ症、結核の清浄性維持のためのサーベイランスへの生産者の協力を支援します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の強化のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導を受ける取組**や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

3. 農場HACCP導入推進強化事業

飼養衛生管理水準の向上に向け、農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞

- 関係者の連携
- ↓ 生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有
- 農場カルテ・地域カルテの作成
- ↓ 農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討
- 対策計画の作成
- ↓ カルテを踏まえた対策計画の策定
- 対策の確立・推進
- ↓ カルテを踏まえた専門家によるコンサルティング



疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

→ 優良モデル確立
全国的に横展開

＜事業3：農場HACCP導入推進強化事業＞

- 農場指導員の養成：地域における指導体制を強化するため、農場指導員を養成する研修会を開催
- 農場HACCPの普及指導に必要な基礎知識・手法を習得
- 多様性に富む農場の現場で的確に指導できるよう、習得した知識・手法を応用するための技術・ノウハウを習得

農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る

→ 農場HACCPの普及・定着による飼養衛生管理水準の向上

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

○ 牛疾病検査円滑化推進対策事業

令和8年度予算概算決定額 162百万円（前年度 234百万円）

＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視し、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するための費用を助成します。

＜事業目標＞

BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

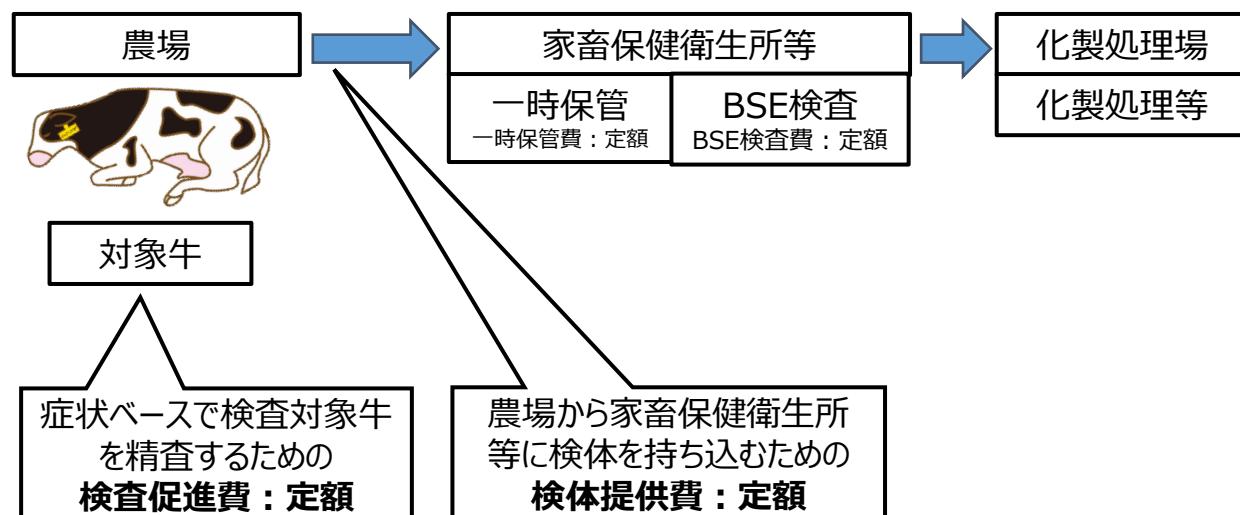
＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、
検査及びそのために必要な採材等を要する費用（検
体提供費、一時保管費等）を助成します。

※ 死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫
事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を
踏まえ、**令和6年度から、特定症状や歩行困難、起
立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定でき
ない牛等を検査対象牛**としています。

＜事業イメージ＞

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

○ 戰略的監視・診断体制整備推進事業

令和8年度予算概算決定額 132百万円 (前年度 132百万円)

＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病について、監視・診断体制の構築・強化等を行い、効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

① 病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布

特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾患に係る診断体制の整備に資するよう、
病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査等を実施する
ほか、家畜保健衛生所での診断に必要な検査用試薬の製造・配布を行います。

② 診断体制強化

口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を
実施し、確定診断能力を強化します。

③ 有効なサーベイランス体制の構築

輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に
科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断
体制を構築・強化するため、診断試薬の確保や海外製の診断薬等の有効性の検
証を行います。

3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿
慢性消耗病、オースキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

＜事業の流れ＞

国

委託

民間団体等

＜事業イメージ＞

国（農林水産省）

業務委託



- ・標準試薬等の配布
- ・診断体制強化
- ・診断試薬確保

研究機関・民間団体等

疾病の浸潤状況調査



野生動物



家畜保健衛生所

早期診断

省力化



農場



- ・有効なサーベイランス
体制の構築



侵入リスク
の低減



【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

(03-3502-8292)

○ アフリカ豚熱防疫体制整備事業

令和8年度予算概算決定額 18百万円（前年度 10百万円）

＜対策のポイント＞

野生動物でのアフリカ豚熱の発生予防・まん延防止のため、対策に必要な技術習得のための教育用素材の作成、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動、発生時の初動対応のための資材備蓄を支援します。

＜事業目標＞

アフリカ豚熱が野生動物に侵入した際に事前の体制整備の不足による初動対応の遅れの防止

＜事業の内容＞

1. 野生動物を対象としたアフリカ豚熱対策の指導を行う際の教育用素材の作成

野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**野生動物の死体検索方法、死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）方法**などに関する教育用素材を作成する取組を支援します。

2. アフリカ豚熱侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、アフリカ豚熱の侵入防止を促すため、立て看板等を用いた周知活動を支援します。

3. 発生時の初動対応のための資材備蓄

発生時の初動対応に備えて、急遽購入することが困難である**特殊な防疫資材**を備蓄する取り組みを支援します。

＜事業イメージ＞

1の事業

- 野生動物の死体の検索方法、発見した死体の埋置、焼却、発酵消毒方法等の教育用素材の作成。



2の事業

- キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントの設置。
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため立て看板等を用いた周知活動。



3の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要であるため、緊急時に備え、これら特殊な防疫資材を備蓄。



- ・簡易電気柵
- ・生分解性シート
- ・納体袋 等

【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

＜事業の流れ＞



○ 我が国のWOAH認定施設活動支援事業

令和8年度予算概算決定額 6百万円（前年度 6百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上のため、WOAH（国際獣疫事務局）認定施設の国際的な活動を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響を及ぼす動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病的侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. WOAH認定施設の国際的な活動の支援

我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との連携構築に係る費用や国内外からの検査・診断要請に応えて実施する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO17025（※）の第三者機関からの認証を受けるために必要な審査費用及び検査機器の外部点検費用を支援します。

※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】

世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定疾病的清浄ステータスの認定等を行う。

WOAH認定施設とは、こうした国際基準に基づく診断方法等の助言や普及、研究を行う施設。

＜事業の流れ＞

国

定額

民間団体等（大学を含む）

＜事業イメージ＞



WOAH認定施設等間の研究ネットワークへの積極的な参加
による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保



- 我が国への疾病的侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

○ 動物検疫所の検疫事業費

<対策のポイント>

アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

<事業目標>

我が国への家畜の伝染性疾患の侵入防止を図るとともに、効果的・効率的な水際措置の実施に取り組み、我が国の畜産の振興に寄与

<事業の内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾患であるアフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の伝染性疾患の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実・強化**に取り組みます。

1. 家畜の伝染性疾患の侵入防止（事務費）

① **動植物検疫探知犬140頭体制を維持し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動の充実**

- ② 海外旅客が持ち込む物品の消毒による伝染性疾患の侵入リスクの低減
- ③ 海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動等**
- ④ 情報システムについて、7次NACCS等の利用及び電子証明書（eCert）機能の拡充による、通関手続の迅速化とペーパーレス化の推進

2. 国内における違法輸入畜産物への対応強化

昨年、国内の外国食材店で違法輸入疑い品が販売されている事例において、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されたことを踏まえ、事業者への指導を行うとともに、違法輸入畜産物の販売への対応を強化します。

<事業イメージ>



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際空港における旅客の靴の消毒>



<港における自転車消毒>



<空港における広報キャンペーン>

○ 家畜防疫措置検証事業

令和8年度予算概算決定額 20百万円（前年度 - ）

＜対策のポイント＞

高病原性鳥インフルエンザ等発生時に行われる家畜の焼却却処分等の防疫作業について、埋却地が確保できることによる防疫作業の長期化などの課題が生じていることから、**焼却却を補完する新たな処理方法（化製処理）の確立**に向けた検証を実施します。

＜事業目標＞

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に効率的な防疫作業を実施し、**迅速に封じ込めを行い、まん延を防止**

＜事業の内容＞

1. 家畜防疫措置検証事業

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病のまん延防止として行う殺処分後の家畜の死体の処分について、より効率的かつ持続的に対応できるよう、**焼却や埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立するため、処理過程における病原体の飛散や施設の汚染といった疾病のまん延リスクとその管理方法（防止対策）を検証します。**

【参考：化製処理とは】

- ・ 獣畜等の肉、皮、骨、臓器等に熱を加えて油脂分を溶かし、油脂と固形分とを分離すること。
- ・ 化製処理することにより、獣畜等の肉、皮革、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料等を製造することが可能となる。

＜事業の流れ＞

委託

国



民間団体等

【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

(03-3502-8292)

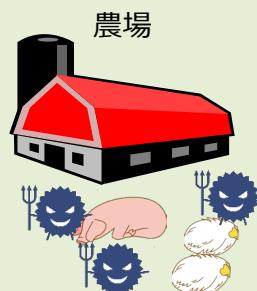
＜事業イメージ＞

既存の処理方法（焼却）の課題

- ・埋却地の確保
- ・地下水等の漏出
- ・利用可能な焼却施設の不足

焼却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立

- 疾病のまん延リスクとなり得る
- ①運搬時の病原体の飛散防止
 - ②処理施設における汚染拡大防止について、検証する必要



- ①病原体の飛散防止
- ・密閉性など安全な運搬方法の検証

- ②交差汚染防止
- ・化製処理場内での汚染範囲の把握
 - ・有効な消毒措置の検証

○ 飼養衛生管理情報通信整備事業

令和8年度予算概算決定額（デジタル庁計上）13,551百万円（前年度13,587百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額（デジタル庁計上）5,475百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

＜事業目標＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発・運用

＜事業の内容＞

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、**デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。**

1. システム運用保守

令和7年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報、家畜疾病サーベイランス報告情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。また、生産者、獣医師等を対象に操作講習会を開催します。

2. コールセンターの設置

令和8年度に運用するシステムについて、**生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。**

3. システム改修

令和7年度に開発した家畜疾病サーベイランス報告システムへの過年度データの移行や、制度改正に伴う改修を実施します。

＜事業の流れ＞

国  民間団体等

〔お問い合わせ先〕

消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

＜事業イメージ＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善
【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減
【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上
【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用
【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進
【生産者】
- ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少
【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給
【消費者】

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応

【関係者全体】